

学校法人京都橘学園個人情報保護規程

(2005年10月24日制定)
最近改正2010年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることにかんがみ、学校法人京都橘学園およびその設置する学校（以下、「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取得、利用、管理および保存を図り、もって本学における個人の権利利益およびプライバシーの保護および本学の教育研究活動の適正かつ公正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「個人情報」

生存する個人に関する情報であつて、本学が業務上取得し、または作成したもののうち、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、または識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 「個人情報データベース等」

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- ・特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系を構成したもの。
- ・その他特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの。

(3) 「個人データ」

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 「情報主体」

個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。

(責務)

第3条 本学は、個人情報を保護することの重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う情報主体の権利利益およびプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本学の役員および教職員（以下、「教職員等」という。）は、職務上知り得た個人情報を漏えいし、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 教職員等は、個人情報の利用等に際して、この規程をはじめとする関係諸規程を遵守しなければならない。

4 この規程の教職員等の責務に関する規定は、教職員等の指示をうけて業務に従事する学生等に準用する。この場合、教職員等とあるのは、教職員等の指示を受けて業務に従事する学生等と読み替える。

(個人情報保護統括責任者、個人情報保護責任者および個人情報保護管理者)

第4条 本学は、個人情報保護統括責任者（以下、「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、法人事務局長とする。

3 統括責任者はこの規程および法令等の趣旨にのっとり、本学における個人情報の管理についてこれを統括する。

第5条 本学は、個人情報保護責任者（以下、「責任者」という。）を置く。

2 責任者は、法人においては法人事務局長、設置する各校においてはその長とする。

3 責任者は、その所管する業務の範囲内における個人情報（以下、「所管情報」という。）の管理についてこれを統括する。

第6条 本学は、所管情報を管理するため責任者の指導のもと、個人情報保護管理者（以下、「管理者」という。）をおく。

2 管理者は当該所属の担当課長および事務長ならびに中学校・高等学校副校長もしくは

教頭とする。

- 3 管理者は所管情報における個人情報の取得、利用、提供および管理ならびに情報主体からの開示・訂正の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。
- 4 管理者は所属教職員等に対し、個人情報を適正に取り扱うよう指導、監督する。
(個人情報保護委員会)

第7条 本学における個人情報に関する重要事項を審議するために、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の規程については別に定める。

第2章 個人情報の取得、利用及び提供

(取得の制限)

第8条 個人情報の取得は、本学の教育研究および業務に必要な範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において、適正かつ公正な手段によって行うものとする。

- 2 個人情報の取得において、思想、宗教および信条に関する個人情報ならびに社会差別の原因となる個人情報を収集してはならない。
- 3 個人情報の取得は、情報主体から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 情報主体の同意があるとき
 - (2) 法令に基づくとき。
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (6) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (7) その他、委員会が業務遂行上正当な理由があると認めたとき。
- 4 個人情報を第三者から取得するときは、情報主体の権利利益およびプライバシーを侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。

(利用の制限)

第9条 取得した個人情報は、定められた目的以外に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 情報主体の同意があるとき
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 出版、報道等により公にされているとき。
- (7) その他、委員会が業務遂行上正当な理由があると認めたとき。
- 2 取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 取得した個人情報の利用目的を変更する場合は、情報主体に通知し、または公表しなければならない。

第3章 個人情報等の管理

(適正管理)

第10条 管理者は、個人情報の安全性および信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、滅失、き損および改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、所管情報を、その目的に応じ、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に廃棄し、または消去しなければならない。

(情報システムにおける個人データの管理)

第11条 本学の情報システムの管理・運用に係る管理者は、業務遂行上、個人情報を取り扱うときは、当該個人情報に係る管理者と協議の上、個人データの入力、更新、削除、検索等のコンピュータ処理を担当する者および処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

2 前項の情報システムの管理・運用に係る管理者は、個人情報データベースへの不正アクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講ずるものとする。

(委託に伴う取扱い)

第12条 個人データの取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、当該契約において、個人データの適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の委託契約において、少なくとも以下の各号について明確になっていること。

(1) 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、または盗用してはならないこと。

(2) 当該個人データの取扱いの再委託を行うにあたっては、委託元へその旨報告すること。

(3) 利用目的達成後の個人データの返却または委託先における破棄もしくは削除が適切かつ確実になされること。

(4) 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止し、または制限すること。

(5) 委託先における個人データの複製または複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。

(6) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。

(7) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

(外部要員の受入に伴う取扱い)

第13条 前条第1項および第2項の規程は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合について準用する。

(第三者への提供に伴う取扱い)

第14条 個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ情報主体の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 法令に基づくとき。

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 出版、報道等により公にされているとき。

2 第三者に提供される個人データについて、情報主体の求めに応じて第三者への個人データの提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ情報主体に通知し、または情報主体が容易に知りうる状態に置いているときは、前項の規程にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段または方法
- (4) 情報主体の求めに応じて当該個人データの第三者への提供を停止すること
- 3 前項第2号または第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、情報主体に通知し、又は情報主体が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、次に掲げる事項についてあらかじめ情報主体に通知し、または情報主体が容易に知り得る状態に置かなければならない。
 - (1) 共同して利用される個人データの利用目的
 - (2) 共同して利用される個人データの項目
 - (3) 共同して利用する者の範囲
 - (4) 共同して利用される個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称
- 5 前項の各号について変更する場合は、変更する内容についてあらかじめ、情報主体に通知し、または情報主体が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 6 個人データを第三者へ提供するにあたっては、次に掲げる事項が明確になっていなければならない。
 - (1) 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、または盗用してはならないこととされていること。
 - (2) 当該個人データの再提供を行うにあたっては、あらかじめ文書をもって本学の了承を得ること。ただし、当該再提供が、本条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。
 - (3) 利用目的達成後の個人データの返却または提供先における破棄もしくは削除が適切かつ確実になされること。
 - (4) 提供先における個人データの複写および複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

第4章 個人データの開示、訂正および利用停止等

（自己情報の開示請求）

第15条 情報主体は、自己に関する個人データについて、当該個人情報情報を保有する管理者に対し、開示の請求をすることができる。

2 前項の請求（以下、「開示請求」という。）をするときは、情報主体であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者に提出するものとする。

3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該個人データを開示するものとする。ただし、開示請求に係る個人データが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人データの全部または一部について開示をしないことができる。

- (1) 法令により、情報主体に開示しないことができると認められるとき
- (2) 情報主体または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害する恐れがあるとき
- (3) 開示請求の対象となる個人データに、第三者の個人データが含まれているとき
- (4) 情報主体の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 開示することにより、本学の教育・研究および業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。

（開示の決定）

第16条 管理者は、開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る個人データの開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 管理者は、個人データの全部または一部について開示をしない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第17条 個人データの開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人データが磁気テープ、磁気ディスク等に記録されている場合は、印字装置により出力した物の写しを交付する。

2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。
(訂正の請求)

第18条 情報主体は、自己の個人データに誤りがあると認められる場合は、当該個人データを保有する管理者に対し、訂正の請求をすることができる。

2 前項の訂正の請求をするときは、情報主体であることを明らかにし、当該訂正請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者に提出するものとする。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を情報主体に通知しなければならない。管理者が訂正等を行わないと決定したときは、その旨を情報主体に文書で通知しなければならない。

(利用停止等)

第19条 管理者は情報主体から個人データが利用目的以外で取り扱われているという理由または、不正に取得されたものであるという理由もしくは、不正に第三者に提供したという理由によって、本学が保有する個人データの利用停止または消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で遅滞なく、保有する個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有データの利用停止等を行うことが困難な場合について情報主体の権利利益を保護するため利用停止等に代わる措置をとるときは、この限りでない。

2 管理者は、第1項の規程に基づき求められた利用停止等について、本学が保有する個人データの利用停止等を行ったとき、または、利用停止等を行わない決定をしたとき、または第三者への提供を停止または提供を停止しない決定を行ったときは、情報主体に対し、遅滞なくその旨を情報主体に文書で通知しなければならない。

第5章 不服申し立て

第20条 情報主体は、当該個人データの取扱いについて不服がある場合には、委員会に対して必要な事項を明記した書面を提出し、不服申し立てをすることができる。

2 委員会は、前項の規定により不服申し立てを受けた場合は、速やかに調査及び審議をしなければならない。

3 委員会は、不服申し立てによる調査および審議に際して必要があると判断した場合は、不服申立人、当該管理者その他関係者等から意見聴取をすることができる。

4 委員会は、不服申し立てに理由があると判断した場合は、当該管理者に対して開示、訂正または利用停止等の勧告を行うことができる。

5 委員会は、情報主体に対して審議の結果を遅滞なく文書で通知しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第21条 法令に定めのあるものおよびこの規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

(事務主管)

第22条 この規程に関する事務主管は大学総務課とする。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2010年4月1日から施行する。